

日本国憲法 教育基本法
 学校教育法 学校教育法施行規則
 学習指導要領 鹿児島県教育振興基本計画
 志布志市教育行政施策

志布志市教育行政の重点施策

- I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- II 能力を伸ばし、社会で自律する力を育む教育の推進
- III 信頼される学校づくり
- IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進
- V 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興
- VI 時代の変化に適応する開かれた教育行政の推進

学校教育目標

人間性豊かで創造性に富み、心身ともにたくましい児童を育てる

【キャッチフレーズ】 笑顔とあいさつとやさしさいっぱい学校

【校訓】

- かしこく・・・よく考え進んで学ぶ子供の育成
- やさしく・・・明るく思いやりのある子供の育成
- たくましく・・・健康で最後までやり抜く子供の育成

有明中学校との連携
 有明小学校との連携
 幼稚園・保育園との連携

- 気持ちよくあいさつができる。
- 友だちと進んで仲良く助け合うことができる。
- 進んで読書をする。

道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育指導方針

特別の教科である道徳(道徳科)を要として全教育活動及び家庭・地域等と連携し、教職員の指導力を生かし、児童の道徳性を高めていく。
 教師と児童及び児童相互の心のふれあいを通して、児童一人一人の情操を高める。また、ほめる教育を行い心を育て、決まりを守らせて規範意識を育む。

学校重点目標

- 視点A 自分のことをよく知り、よいところを伸ばすこと。(主として自分自身に関すること)
- 視点B 身近な人に思いやりの中で接し、親切にすること。(主として人の関わりに関すること)
- 視点C 約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切にすること。(主として集団や社会との関わりに関すること)
- 視点D 生命の尊さを知り、生命を大切に思うこと。(主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること)

各学年別重点目標

学年	視点	内容項目
1年	A 正直, 誠実	うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。
2年	A 節度, 節制	健康や安全に気を付け、ものや金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
3年	A 節度, 節制	自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。
4年	C 公正, 公平, 社会正義	誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。
5年	B 相互理解, 寛容	自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。
6年	C 公正, 公平, 社会正義	誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。

各教科における徳育を意識した取組

各教科の指導目標の達成をめざす中で、道徳教育との関連をふまえ、道徳的判断力を育て、道徳的心情を豊かにし、道徳性にかかわる実践意欲と態度を養う。

教科	取組
国語	・文芸作品に親しみ、豊かな感性を育てる。 ・互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高める。 ・我が国の言語文化を継承し、新たな創造へとつないでいこうとする心情を育てる。
社会	・社会生活の正しい理解と、社会の一員として、公民的資質の基礎を養う。 ・我が国や県・志布志市の歴史に対する興味・関心を深めるようにする。 ・国際社会の一員としての役割を果たそうとする態度を養う。
算数	・算数的処理を通して、日常の事象について見通しをもち、筋道を立てて考える力を育てる。 ・有用性や美しさを感じ得る、豊かな感性や情操を育てる。 ・主体的に対象にかかわる態度を養う。
理科	・自然に親しみ、豊かな心情と探求心を育てる。生命を尊重する態度を養う。
生活	・具体的な活動自律への基礎を養う。 ・生命を大切にしている心情を育てる。 ・自分のよさや可能性に気づき、それらを育てようとする心情を育てる。 ・支えてくれた人々に感謝できる心情を育てる。
音楽	・音楽の楽しさ美しさを感じ取り、豊かな感性・情操を育てる。 ・我が国や外国の伝統・文化を尊重し、よさや魅力を感じる心を育てる。
図工	・自然事象や生活を深く見詰め、感性豊かに表現できる子供を育てる。 ・様々な国や人々が共通にもっている美に対するあこがれなどを感じ取ったり理解したりする心情を育てる。
家庭	・家庭や社会をよりよくする実践的態度を育てる。 ・家族の一員としての自覚を持ち、お手伝いをしようとする心情を育てる。
体育	・健康安全についての実践的態度を育てる。 ・自己のよさや可能性に気づき、自尊感情の高まりにつなげていくようにする。 ・自他の生命を尊重し、主体的に他者とかかわっていかうとする態度を養う。

道徳科

よりよく生きるための基盤としての道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

学校の共通実践事項

◎ 相手の目を見てさわやかな「あいさつ」指導を行う。

- 1 子供の頑張ったことやよい行いをほめる。(1日1回は声かけ)
- 2 授業や生活を通して健全な自尊感情を育成する。
- 3 異学年で助け合いながら掃除や係活動に精一杯取り組ませる。
- 4 職員間で問題を共有し、係を中心に全職員で指導に当たる。(規範意識を日常のきまりを守らせることで身に付けさせる)

特別活動における道徳教育

- ・学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事において「望ましい集団活動」を展開し、豊かな学校生活を築くとともに、公共の精神を養い、社会性を育成する。
- ・学級や学校の生活づくりのために自己の責任を果たす態度、多様な他者と互いのよさを認め合って協力する態度、規律を守る態度などを養う。

総合的な学習の時間における道徳教育

- ・人間の生き方に共感し、他人の立場になって考える子供を育成する。また、児童自身の課題による問題解決的な学習を通して、自分自身を見つめ、互いに認め合い、高め合うことの意義に気付くとともに、自分の価値観を高め、自己の生き方を探求する。

外国語・外国語活動における道徳

- ・マナーやルールを意識しながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身に付ける。
- ・自国の文化への理解を深め、異なる文化を持つ人々と共に生きようとする態度を身に付ける。
- ・外国語を通じて異なる文化に触れることにより、異なる文化をもつ人々と積極的に関わろうとする態度を身に付ける。

その他の教育活動における道徳教育

- ・基本的な生活習慣の形成を中心とした実践的態度を養う。(朝の会・帰りの会・掃除の時間・委員会活動・係活動・給食の時間など)
- ・校外行事を通して心を育てる。
- ・海亀の孵化を通して自然愛護・命の教育を図る。
- ・防災教育の推進(自分の命は自分で守る)
- ・読書により心の情操を高める。

家庭・地域との連携

- 相互理解と信頼の上に協力し、連携して子供の道徳性の育成を図る。
- ・学校だより、道徳・保健・給食だより等で情報発信、啓発
- ・家庭訪問、教育相談等で指導の共有化を図る。
- ・授業参観、教育相談、PTA
- ・スポーツ少年団との生徒指導上の連携
- ・地域の方々が参加する教育活動
- ・校区内の店舗商店との生徒指導の連携
- ・警察署・地域・保護者による安全・防犯活動
- ・読み聞かせグループ「たんぼぼ」との連携

学年・学級の道徳教育の充実

- 学級における指導計画の作成と推進
- 日常の学校生活、豊かな体験活動、教育環境、基本的生活習慣、家庭・地域との連携の内容と方法
- 各種資料の有効活用(いじめ対策必携、ネットいじめ対策リーフレット、学校生活「心」のアンケート、道徳教育の充実に向けて、人権教育研修資料、たいせつな命、郷土の先人、不屈の心、私たちの道徳、志のこころ等)

心を育てる通山の取組

- 特別の教科「道徳」の充実を図り、道徳授業の改善充実を努める。
- ゲストティーチャーや見学先へ感謝の気持ちを伝える手紙の取組
- 人的環境の充実(全職員で健全育成に努める)
 - ・教職員と児童、児童相互の信頼関係
 - ・全教職員の共通理解、協力態勢の確立
- 人間尊重・特別支援教育の視点に立った授業の展開
- 「学校楽しい」と等による児童集団理解
- 「てらすタイム」における道徳読み物一斉読書
- 「心スキルタイム」による心の育成
- 全職員での特別支援教育の推進
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の連携
- 有明中学校・有明小学校との連携
- 外部関係機関・校外生活指導連絡会との連携
- 地域のひと・もの・ことを生かした体験活動の推進

道徳性の育成